

# 府営住之江公園管理業務変更協定書

令和4年4月4日大阪府（以下「甲」という。）と都市公園住之江公園指定管理共同体（以下「乙」という。）との間に締結した府営住之江公園管理業務協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

## 1 委託料の変更

### 頭書6. 契約金額中

「総額 金347,612,000円  
（うち消費税及び地方消費税額 金31,601,090円を含む）」を  
「総額 金347,679,000円  
（うち消費税及び地方消費税額 金31,607,181円を含む）」に改める。

### 第13条第1項中

「令和5年度 金69,509,000円」を  
「令和5年度 金69,576,000円」に改める。

### 第13条第3項中

令和5年度	請求時期	金額
1回目	令和5年4月末	金17,378,000円
2回目	令和5年7月末	金17,377,000円
3回目	令和5年10月末	金17,377,000円
4回目	令和6年1月末	金17,377,000円

を

令和5年度	請求時期	金額
1回目	令和5年4月末	金17,394,000円
2回目	令和5年7月末	金17,394,000円
3回目	令和5年10月末	金17,394,000円
4回目	令和6年1月末	金17,394,000円

に改める。

## 2 個人情報保護法改正に伴う条文の変更

### 第6条第2項中

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」を

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項（質問回答書などを含む）及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」に改める。

### 第19条中

「乙は、管理業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。

2 乙が管理業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」を

「乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

2 乙が第6条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」に改める。

この協定の効力は、令和5年4月1日から生じるものとする。  
この契約の維持を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を原協定書とともに保持する。

令和5年3月30日

(甲)

大阪府

代表者 大阪府鳳土木事務所 所長 岡田 秀樹

(乙)

都市公園住之江公園指定管理共同体

代表者 大代ゼンテックス株式会社 代表取締役 大代 敬子